

平成23年度事業計画

城陽市東部丘陵地の山砂利採取地において、採取後における跡地の一体的有効利用に資するための修復整備を目的として、建設発生土の搬入受入を行うこととし、併せて埋戻事業の安全の確保、建設発生土の監視の徹底を行い、早期修復整備に向けて次の事業を行う。

1. 埋戻し事業

修復整備事業資金の確保並びに山砂利採取跡地の修復整備等を行うため、建設発生土による山砂利採取地の埋戻し事業を行う。

平成23年度の搬入計画台数は、10t車で77,000台とする。

これにより、平成16年度から平成23年度末までの搬入見込台数（10t車換算）は、671,656台となり、平成16年度から平成30年度の搬入計画台数（10t車換算）1,424,000台に対して、約47%の進捗となる見込である。

(参考)

平成元年度から平成15年度末までの搬入台数（10t車換算）は、793,012台で、当時の搬入計画台数100万台（10t車換算）に対して、79.3%の実績であった。

2. 修復整備事業

○修復整備に向けた取り組みとして次の事業を行う。

(1) 埋戻し事業計画を基本として、計画的に修復整備を行う。

(2) 抜本対策に伴う集中監視施設の整備に伴い、集中監視場所及びダンプ専用道路（当該事業所道路部分を除く。）の維持管理を行う。

(3) 保安林解除については、行政指導の下、関係機関と協議、調整を図りながら、事前相談に向けた取り組みを進める。

(4) 「（仮称）城陽山砂利採取跡地修復整備に係る埋戻し及び盛土設計・施工管理基準」を策定し、早期に実施する。

○修復整備事業の実施について、埋戻しの安全を確保するため次の事業を行う。

(1) 土壌汚染にかかる環境基準（26項目）を適用し、土壌の事前分析検査、及び中間検査、抜取検査、定期検査を実施する。

(2) 埋戻し事業に伴う地下水への影響の有無を検証するため、事業所等の協力を得て事業所内の既存井戸4箇所及び公社が設置した観測井戸3箇所のモニタリング調査を実施する。

- (3) 環境基準値を超えて検出している総水銀の原因究明について、ボーリング調査及び解析の業務委託を完了する。
- (4) 埋戻し事業に伴う土壌及び地下水の安全を確保する為、「土壌・地下水の保全に係る審議会」を適宜開催する。
- (5) 建設発生土の受入れについては、平成22年度に運用を開始した抜本対策に伴う集中監視方式（下記のとおり）により監視・点検の強化に努める。
 - ① 建設発生土の搬入受入れに当たり、搬入車両を集中監視場所に進入させ、トラックスケール及び搬入カード（ICカード）等を利用したシステムによる計量を行い、契約土量の総量管理を行う。
 - ② 計量後、計量器周辺において、任意の荷下ろし検査（以下「展開検査」という。）を実施する。
 - ③ 展開検査を実施した建設発生土は、約1ヶ月単位で展開検査場所にストックした後、事業所の協力を得て、それぞれの埋戻し場所にそれぞれの埋戻し土量分を運搬して埋め戻す。
 - ④ 集中監視場所における手続きが終了後、搬入車両（展開検査車両を除く）はそれぞれの事業所の指定処分地に向かい、搬入を完了する。

3. 管理・運営事業

○建設発生土の搬入に伴う生活道路等の管理を適正に行うことで、次の事業を行う。

- (1) 生活道路の通行の安全を確保するため、前年度に引き続き道路清掃や歩道清掃等を行う。
- (2) 前年度に引き続き東部丘陵地周辺の夜間パトロールを実施し、産業廃棄物不法投棄事案の未然防止を図り、東部丘陵地周辺の環境美化対策に努める。

4. 建設発生土受入制度の効率化

建設発生土受入に係る経費節減を図るべく、受入箇所の集約化について検討を行う。